

職員を募集します

◎ 総務課人事担当 ☎ 235195

大崎市職員を募集します。なお、看護師は平成27年1月1日採用、初級職員は4月1日採用となります。採用日に注意してください。

【看護師試験】
採用日 平成27年1月1日

【看護師】
採用予定人員 3人程度

職務内容 看護の専門業務

※夜間急患センター開設までの間は、開設準備や市民病院で看護研修に従事

勤務場所 夜間急患センター
受験資格 昭和50年4月2日以降に生まれた人で、看護師または准看護師の免許を取得しており、主に救急、内科、外科、小児科の外来でおおむね1年以上の実務経験がある人



【初級試験】

採用日 平成27年4月1日

【建築】

採用予定人員 1人程度

職務内容 建築の専門業務

受験資格 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

【行政事務(身体障害者)】

採用予定人員 1人程度

職務内容 行政事務の従事

受験資格 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳の交付を受けており、活字印刷文による出題に対応できる人

② 自力で通勤ができる人で、介護者なしに一般事務職としての職務が遂行可能な人



臨時福祉給付金の申請は済んでいきますか

◎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 22608

市では、7月上旬に臨時福祉給付金に該当すると思われる人に、お知らせと申請書を郵送し、申請の受け付けを行っています。

申請書の届いた人で、まだ申請が済んでいない人は、忘れずに申請してください。

【申請期間】

窓口での申請は、9月30日(火)まで、本庁社会福祉課は北会議室1階、各総合支所は市民福祉課で、それぞれ9時~16時30分の間に

申請してください。

申請してください。郵送による申請は、平成26年12月26日(金)までに申請してください。※平成26年12月27日(土)以降に申請されたものは無効になります。

【申請に必要な書類】
本人の身元が確認できる書類の写し、給付金を振り込む通帳の写し

※通帳の写しは、金融機関・支店・口座番号・口座名義人(フリガナ)がわかるようにしてください。

【問い合わせ先】

地域	担当	連絡先
全地域	臨時福祉給付金専用電話	☎ 23-2608 ※9月30日(火)まで
古川	社会福祉課臨時福祉給付金担当	☎ 55-5020
松山	松山総合支所市民福祉課	☎ 52-2114
三本木	三本木総合支所市民福祉課	☎ 56-7114
鹿島台	鹿島台総合支所市民福祉課	☎ 72-1214
岩出山	岩出山総合支所市民福祉課	☎ 82-3131
鳴子温	鳴子総合支所市民福祉課(鳴子保健・医療・福祉総合センター内)	☎ 38-1155
田尻	田尻総合支所市民福祉課(田尻スキップセンター内)	

大崎塾の受講生を募集します

◎ まちづくり推進課男女共同参画推進室 ☎ 235069

女性コーディネーター養成講座「大崎塾」の受講生を募集します。

大崎塾は、市内の地域資源を活用し、大崎ならではの豊かな暮らし、地域づくりにつながる取り組みを、皆さんと考えるながら企画する講座です。

一緒に楽しみながら大崎の宝を探り、自分たちで企画することの楽しみを体験してみませんか。

【対象】

市内在住または市内に通勤している女性で、全講座を受講できる人

【定員】

20人程度

【受講料】

無料

※昼食代や施設の入場料など、一部自己負担となります。

【申込】

9月19日(金)まで電話で申し込み

【女性コーディネーター養成講座】

	日時	会場	内容
第1回	10月2日(木) 13:30~16:00	祥雲閣	開講式、講義・グループディスカッション
第2回	10月24日(金) 9:00~16:00	東北大学川渡農場ほか	東北大学農場見学、鳴子・早稲田棧敷湯(えのきだけ茶の試飲)、ワークショップ、エネカフェ・メタン施設見学
第3回	11月7日(金) 9:00~17:00	株式会社一ノ蔵ほか	一ノ蔵施設見学、ワークショップ、千田清掃施設見学(廃食用油のバイオディーゼル燃料変換施設)、蕪栗沼マガンねぐら入り見学
第4回	11月20日(木) 13:30~15:30	古川保健福祉プラザ(fプラザ)	ワークショップ、成果発表会、閉講式

大崎市グリーン・ツーリズム協会会員募集

◎ 観光交流課交流係 ☎ 237097

地域を元気にする仲間を募集しています。一緒に市の魅力を発信し、交流、体験をしていきませんか。

詳しくはお問い合わせください。

【対象】

市内でグリーン・ツーリズム

【制度】

子ども・子育て支援新制度が始まります

◎ 子育て支援課保育所係 ☎ 236045

平成27年度から始まるこの制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、次の3つの目的を掲げています。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

市では、この目的を実現するため、来年度より実施する、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた議論を行っています。

この計画では、教育や保育の利用希望に数値目標を掲げ、待機児童解消などに向けて取り組んでいきます。



保育Q&A

- Q1 保育所・幼稚園の入所・入園の手続きは変わりますか?
A1 これまで利用していた施設が利用できなくなることは原則ありません。保育の必要性の有無や必要量を認定し、必要な施設やサービスを申し込むこととなります。
- Q2 利用料金はどうなるの?
A2 保育料などは、現在の利用者負担の水準を基に決定することとなります。